

## 個別報告

# スポーツ仲裁をめぐる若干の論点

早稲田大学大学院法務研究科教授 道垣内正人\*

\*日本スポーツ仲裁機構・機構長。ただし、本稿は私見に基づくものであり、同機構の見解ではない。

## はじめに

日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）は、（財）日本オリンピック委員会・（財）日本体育協会・（財）日本障害者スポーツ協会の3団体を母体とし、「競技者等と競技団体等との紛争の仲裁による解決を円滑に行うための事務等を遂行することにより、スポーツ界の発展に資することを目的」として、2003年4

月に設立された。そして、これまで、その下で設置されたスポーツ仲裁パネルにより7件の仲裁判断が下されている<sup>(1)</sup>（表1参照）。

以下では、紙幅の関係上、JSAAの設立経緯・組織・活動の概要等については省略し<sup>(2)</sup>、もっぱらこれまでのJSAAおよびその下で設置されたスポーツ仲裁パネルによる仲裁手続・仲裁判断を通じて、スポーツ仲裁に関して何が問題か、どのような点が法的に問題かという点について検討する。取り上げるトピックは以下のとおりである。

表1 これまでの仲裁事件

事件番号 JSAA-AP-	事件名*	申立ての概要	結論	仲裁判断 言渡しの日	仲裁人の数	申立てから言渡しまでの期間	審理終結から言渡しまでの期間
2003-001	ウエイトリフティング事件	除籍処分の取消し	処分取消し。申立料金の相手方負担	2003年8月4日	3名	1ヶ月と20日	14日
2003-002	テコンドー事件	ユニバシアード大会派遣選手等選考決定の取消等	請求棄却（一部は却下）	2003年8月18日	1名 (緊急仲裁)	5日	0日
2003-003	身体障害者水泳事件	強化指定選手に指定しない旨の決定の取消等	請求棄却	2004年2月16日	3名	5ヶ月と27日	12日
2004-001	馬術事件	オリンピック大会派遣人馬決定の取消等	請求棄却。しかし、申立料金および申立人の要した費用のうち50万円の相手方負担	2004年7月14日	3名	22日	6日
2004-002	身体障害者陸上競技事件	パラリンピック大会派遣選手決定の取消等	請求棄却（一部は却下）	2004年8月26日	3名	1ヶ月	0日
2005-001	ローラースケート事件	アジア選手権への派遣選手決定の取消し	申立て却下	2005年5月6日	1名 (緊急仲裁)	10日	1日
2006-001	セーリング事件	訴外オプティミスト・ディンギー協会のナショナル・チームへの内定取消決定を取り消すよう指導勧告せよ等	請求棄却（被申立人の決定の内容確認請求については認容）	2006年11月7日	3名	1ヶ月と25日	16日

\* JSAAとしての公式の事件名ではない。

1. 自動受諾条項の重要性
2. 「法律上の争訟」性
3. 仲裁法の適用
4. 本案の判断基準
5. 創造的な仲裁判断の可能性
6. 仲裁判断における競技団体への注文等の付言の記載の当否
7. 調停と仲裁の使い分け

#### 注

- (1) このうち、競技者側が勝ったのは1件だけである。このことに関して、JSAAは競技団体よりではないかとの指摘もある。鷲田康「スポーツ仲裁機構の存在意義を問う」Number608号（2004年8月5日号）による批判とそれに対するJSAAの反論については、<<http://www.jsaa.jp/doc/20041206.pdf>> 参照。確かにJSAAの運営資金のほとんどは設立に関与した3団体からの拠出であるが、JSAAの理事の9名は、競技団体3名以下、競技者・元競技者3名以上、中立3名とされていること（機構規程14条）等、その運営についての独立性の確保に配慮しており、また、「日本スポーツ仲裁機構の運営及びそのもとでのスポーツ仲裁又は調停手続に関する法律家の中立性の確保についての指針」を定めるとともに <<http://www.jsaa.jp/rule/guide.pdf>>、仲裁パネルに対して不当な影響を及ぼすことはないように、理事から誓約書を徴求している（これは調停手続との関係では裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律6条4号に規定されていることであり、JSAAはそれを仲裁手続にも拡張している）。
- (2) JSAAの設立経緯・組織・活動の概要等については、日本スポーツ法学会年報に筆者の原稿が掲載される予定である。なお、スポーツ仲裁に関するこれまでの文献については <<http://www.jsaa.jp/materials/index.html>> 参照。

## 1. 自動受諾条項の重要性

ドーピング紛争をめぐる仲裁を除き<sup>(3)</sup>、スポーツ仲裁にはそれを強制する制度的裏づけがあるわけではないので、当事者間の仲裁合意がない限り行われることはない。スポーツ紛争の中でも、スポーツ・ビジネスに関するものであれば<sup>(4)</sup>、一般の仲裁事件と異なるところはなく、当事者双方が訴訟よりも仲裁に

よることのメリットを認めた場合にのみ利用できることとすることで必要十分である。しかし、競技団体がした決定に競技者・コーチその他の者が不服を抱くというタイプの紛争は、行政処分の取消しを求める紛争に類似しており、対等の当事者の間での紛争ではない。その上、そもそも、競技団体の決定を取り消すことを求めて裁判を提起しても、その訴えは却下される可能性が高く（2. 参照）、また、仮に訴えが認められるとしても、裁判にはどうしても一定の時間を要し、上訴される場合もあるため、たとえ勝訴しても問題の真の解決（ある特定の競技会に出場したいといった思いの実現）にはならない。

そもそも、競技者の権利（人権）を守り、ひいては、競技者が伸び伸びと競技に打ち込むことができる環境を作ることを目的として、紛争を迅速かつ低廉な費用で実効的に解決することができるような紛争解決メカニズムとしてJSAAの仲裁が設けられたわけであり、これを現実に機能させるためには、競技者から競技団体の決定を不服として仲裁申立てがあれば、競技団体は必ずこれに応ずることを確保する必要がある。しかし、JSAAのこれまでの度重なる要請にもかかわらず、そのような仲裁申立てがあれば、JSAAの仲裁に自動的に応ずることを定めた規則の制定、決定等（自動受諾条項の採択）をしている団体は、日本オリンピック委員会・日本体育協会とその加盟・準加盟団体というトップレベルの競技者（障害者スポーツの競技者を除く）の属する競技団体については、68団体中30団体で44.1%であり、それに地方の体育協会と日本障害者スポーツ協会およびその加盟・準加盟団体を合わせた161団体を分母とすると、わずか26.7%という状況である（表2参照）<sup>(5)</sup>。

このため、競技者からの仲裁申立てにもかかわらず、競技団体が仲裁に応じることを拒否し、仲裁が行われなかった事件が6件もあるのが実情である<sup>(6)</sup>。JSAAとしては、今後とも、スポーツ界の理解を得て自動受諾条項の採択を増やしていく努力を続けていくことが肝要である。

表2 スポーツ仲裁自動受諾条項の採択状況

	採択済	未採択	不明	合計	採択率(%)
JOC・日体協	2			2	
JOC加盟・準加盟団体*	25	22	7	54	
日体協加盟・準加盟団体**	3	8	1	12	
小計	30	30	8	68	44.1
都道府県体協	4	40	3	47	
日本障害者スポーツ協会		1		1	
日本障害者スポーツ協会加盟・準加盟団体	9	18	18	45	
小計	13	59	21	93	14.0
合計	44	89	29	162	26.7

\* 日本スポーツ芸術協会を除く。

\*\* 重複を避けるため、JOC 加盟・準加盟団体および都道府県体協を除く。

## 注

(3) 2005年10月19日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」が2007年2月1日から日本国について発効している(2007年1月18日外務省告示25号)。そして、文部科学省の「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」(同年5月9日)を受けて、財団法人日本アンチ・ドーピング機構は、「世界アンチ・ドーピング規程(The World Anti-Doping Code) version 3.0」に準拠した「日本ドーピング防止規程(version 1.0)」を定め、2007年7月1日に施行した。また同日、JSAAも「ドーピング紛争に関する仲裁規則」を施行した。

ドーピング検査の結果、クロ判定があると、日本ドーピング防止規程8条により指名される委員により構成される「日本ドーピング防止規律パネル」が同10条に基づいて制裁措置を決定する。これをめぐる仲裁については同13条に定めがあり、「規律パネルの決定に不服がある場合は、(1)国際競技大会における競技会で発生した事件又は国際水準の競技者が関与した事件の場合には、当該決定は、ローザンヌに本部を置くスポーツ仲裁裁判所(CAS)にのみ不服申立てをすることができる(13.2.1)、(2)日本アンチ・ドーピング機構により定められる国内水準の競技者であって、(1)に基づいて不服申立てをする権利を有さない者が関与した事件の場合には、当該決定は、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てをすることができる」(13.2.2)とされている。「日本ドーピング防止規程」はトップ

レベルのすべての競技団体が受諾しているので、条規の規定により、ドーピング紛争については、仲裁申立てがあれば当然に仲裁手続が開始されることになる。

ドーピングに関しては刑事的な色彩もあり、規律パネルの処分が寛大すぎると考えれば、世界アンチ・ドーピング機構や国際競技連盟が検察官のように不服申立てをすることができるとされている。また、上記(2)の事件におけるJSAAの仲裁判断に対しては、これらの国際的組織はCASへの上訴を申し立てることができるとされている。これは、ドーピング問題は世界の関心事項であって、A国の選手がシロであったとのA国の仲裁判断では国際的な信頼は得られないということを示している。同じくスポーツをめぐる紛争の中でも、A国の代表選手選考をめぐるトラブルはA国の問題にすぎず、国際的関心を呼ばないことと比べると、対照的である。

なお、規程施行後、ボディビル、チェス、セーリング、綱引競技の各選手について規律パネルはドーピング違反を認定して資格停止を決定しているが、不服申立ての例はない。

(4) JSAAは、スポーツ・ビジネス紛争等のスポーツに関する事件全般を対象として、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」を用意している。この規則による仲裁の仲裁料金等は通常の商事仲裁と同様である。スポーツ・ビジネス契約中にJSAAでの仲裁による紛争解決を定めている例も少数ながらあるようであるが、これまでのところ、この規則による仲裁事件はない。

- (5) 日本アマチュアボクシング連盟も自動受諾条項を採用していない団体の一つであり、同連盟が仲裁に応じなかつたために訴訟になった事件がある。後掲注(9)参照。
- (6) JSAAへの仲裁申立てがあった13件中、競技団体が自動受諾条項により仲裁に応じたものが5件、そのような条項はなかったけれども仲裁に応じたものが2件であり（仲裁合意後に取り下げられたものが1件ある）、残る6件は競技団体が仲裁に応じることを拒否したものである（表1の2005-001もこの6件のうちの一つである）。その6件の中には、申立てをした競技者等が団体から不当な扱いを受けたと報道されているものもあり、もしそれが事実であるとすれば人権侵害ともいすべき不当な行為というべきことである。

## 2. 「法律上の争訟」性

裁判所法3条は「裁判所の権限」として、「裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。」と規定しており、「法律上の争訟」でなければ、裁判所に訴えを提起しても却下されてしまう。

裁判所が「法律上の争訟」だけを扱うのは、(1)裁判官は法律の適用について訓練された者であり、団体内部のルールの適用を任務としていないこと、(2)裁判所は国民の税金で運営されているのであって、一部の団体の内部の紛争に時間と労力を割くことは適切ではないこと、(3)国家が私的な団体の内部の紛争に介入することは適当ではないこと、などに基づくとされている。したがって、ここでいう「法律上の争訟」とは、権利義務や法律関係に関する紛争であって、法令の適用によって解決することができるものであるとされている。

裁判例によれば、たとえば、宗教の教義や学問上の業績をめぐる争いは「法律上の争訟」ではないとされており、東京地判平成6・8・25（判時1533号84頁）は競技団体のした決定の取消しを求める争いもそうではないと判示した。これは、自動車競技において競技会審判委員会から1周減算のペナルティーを受けた競技者が、それに対するアピール

を却下した（即）日本自動車連盟に対して、1周減算ペナルティーの決定を取り消すこと等を求めて訴えた事件である。東京地裁は、この訴えを却下し、その理由として、「国家制度としての民事訴訟制度は、国家権力に基づき私人間の生活関係上の紛争又は利害の衝突の解決調整を図ることによって、これに基づく個人の生活上の障害や危険を除去すると共に、社会の秩序を保持することを目的とするのであり、その意味で、裁判所は、私人間の紛争のすべてにわたって審査機能を有するのではなく、特に、その紛争が法律上の争訟といい得るものに限って司法審査を加えるのである……。……スポーツ競技における順位、優劣等の争いについても、それが、個人の法律上の地位に直接影響を与えるものでない場合には、これが司法審査の対象となるものでないことは明らかである」と判示している<sup>(7)</sup>。

この結論は、上記の裁判所法3条の背後にある実質的な理由に照らしても肯定されると思われる<sup>(8)</sup>。

これに対して、損害賠償（慰謝料）を請求するという形をとることによって、競技団体の決定の当否が判断された裁判例もある。たとえば、東京地判昭和63・2・25（判時1273号3頁）は競技団体の決定は違法であったとして競技者への慰謝料の支払いを命じている。この事件は、即全日本柔道連盟が世界大学柔道選手権大会への日本代表選考の基準として「大学柔連加盟大学より推薦された者」という参加資格要件を設けたため、参加できなかつた者7名からの同連盟に対する慰謝料請求事件であり、裁判所は、「我が国柔道界の唯一の統轄団体として、JUSB〔日本ユニバーシアード委員会〕から本件世界選手権大会の日本代表選手の選考の委託等を受け、その実質的な選考者であった被告には、学生柔道の世界チャンピオンを決定する国際大会である本件世界選手権大会の日本代表選手を選考するに当たり、FISU〔世界大学スポーツ連盟〕競技規則の定める平等取扱条項に則り、アマチュアたる学生選手を広く対象として、我が国を代表するにふさわしい最高の選手を選考すべき責務があり、従つて右平等取扱条

項等の趣旨に反するような不合理かつ不平等な制限を設けてはならない義務があったというべきところ、被告は、その義務に違反し、全学柔連加盟大学所属の学生柔道選手を国内及び国外の競技会から一律に締め出すことによって、全学柔連加盟大学に動搖を与え、被告傘下となつた大学柔連の組織拡大を図り大学柔道界に対する主導権を確保する意図の下に、本件世界選手権大会の日本代表選手を選考するために被告が主催した本件選考会において、全学柔連加盟大学所属の学生柔道選手である原告らが、本件選考会ひいては本件世界選手権大会への出場の機会を奪われることになることを認識しながら、敢えて右平等取扱条項の趣旨に反し、かつ学生柔道選手の個人的利益を害する不合理な参加資格の制限を設けて、原告らを本件選考会から排除したものである。これは、本件世界選手権大会の日本代表選手の実質的な選考者として被告に与えられていた裁量権の範囲を逸脱するものであるから、「違法たるを免れない」と判示し、被告は原告らに対し各5万円の支払いを命じている。

また、請求棄却との結論になったものの、同様に競技団体の決定の当否に踏み込んだ審査をした例として、東京地判平成18・1・30（判タ1239号267頁）がある。これは、高校生1年生である原告が、平成15年6月頃、日本アマチュアボクシング連盟から、中学生の頃にプロのボクシング興行に参加したことがアマチュア規則に違反するとの理由で1年間の選手資格停止処分（選手登録を取消し、平成15年5月28日から1年間は選手登録申請を受理しない旨の決定）を受けたため、すでに出場権を取得していた全国高校総体等への出場ができなくなったことについて、同連盟を被告として慰謝料100万円の支払いを請求した事件についての判決である。裁判所は、連盟の決定手続を審査し、被告の団体としての自治や自律作用を尊重すべきであることを勘案すれば、無効とするような手続の違法はないとして、また、決定の内容についても、日本体育協会スポーツ憲章を受けて被告が制定したアマチュア規則に照らして、原告の行為

は同規則に違反すると判断し、实体についての違法性も否定し、結局、請求を棄却している<sup>(9)</sup>。

以上のように競技団体の決定について、競技者には慰謝料請求の途が開かれている。しかし、柔道に関する昭和63年判決の事件では提訴から4年を経て1審判決が下され<sup>(10)</sup>、ボクシングに関する平成18年判決の事件では問題発生から3年を経て裁判上の和解で終結しており<sup>(11)</sup>、この3年ないし4年の期間は、大学生のユニバーシアード出場・高校生のインターハイ出場という限られた期間にのみ意味がある紛争の解決としては遅すぎる上に、競技者側が勝訴した後者においても5万円の慰謝料の支払いという結果では实际上意味はないというほかない<sup>(12)</sup>。

なお、スポーツ仲裁の場合には、迅速な解決を要する場合には緊急仲裁手続が設けられており（スポーツ仲裁規則50条）、実際、テコンドーの事件（表1の2003-002）では、申立てから言渡しまでの期間は5日であり、審問期日の当日、仲裁判断が下されている。

## 注

(7) また、東京地判昭和63・9・6（判時1292号105頁）は、被告らが日本シニア・ゴルファーズ協会の正会員の地位を有しないことの確認を同協会の正会員かつ監事が求めた事件について、主として親睦を図る社交団体の会員資格の問題はその団体の自主的・自律的判断に委ねられるべきものであるとして訴えを却下している。

(8) 菅原哲朗「動き出したスポーツ仲裁制度」自正55巻2号（2004）53頁も同旨。

(9) この事件は、JSAAへの仲裁申立てがされたものの、団体側がこれに応じなかつたため、裁判所に持ち込まれたものである。この経緯については、JSAAのHPの「ボクシング問題について」<<http://www.jsaa.jp/release/boxing1.html>> 参照（裁判所法3条についての青山善充教授の鑑定意見書も掲載されている）。

(10) 一部控訴されたようであるが、その後のことは不明。

(11) 和解調書も前掲注(10)に引用したウェブサイトに掲載されている。

(12) その他、東京地判昭和49・6・27（判タ329号201頁）、東京高判昭和60・1・31（判時1146号62

頁)、東京地判平成61・5・21(判時1201号38頁)なども参照。

### 3. 仲裁法の適用

仲裁法1条は、「仲裁地が日本国内にある仲裁手続及び仲裁手続に関して裁判所が行う手続については、他の法令に定めるもののか、この法律の定めるところによる。」と規定しているので、スポーツ仲裁規則の対象となる紛争についての仲裁が仲裁法上の「仲裁」であれば、この法律が適用されることになる。

しかし、仲裁法上の「仲裁」は、民事上の紛争であって(2条1項)、原則として法律を適用して判断をするものを対象とし(36条1項・2項)、仲裁判断は裁判所の判決と同じ効力が与えられる以上(45条1項)、裁判所法3条の定める「法律上の争訟」であることが前提となっており、既述のとおり、少なくとも競技団体の決定を取り消すことを求ることは「法律上の争訟」とはいえないことになるとすれば、仲裁法の適用もないということになる。したがって、たとえば、スポーツ仲裁規則に基づく仲裁において、裁判所に対する証拠調べの実施を求める申立て(35条)をして認められず、その仲裁判断について仲裁判断取消しの訴え(44条)は却下され、仲裁判断に基づく強制執行のための執行決定を求める訴え(46条)も却下されることになろう。もっとも、当事者の平等取扱い(25条1項)、手続保障(同条2項)などは、スポーツ仲裁にも妥当する当然の行為規範であり、いわんや、刑事罰の対象とされる収賄等をしてはならないことは、仲裁人が遵守すべき当然の職業倫理であって、スポーツ仲裁においてそのようなことが許されるわけではないことは当然である<sup>(13)</sup>。

なお、スポーツ仲裁規則48条は「仲裁判断は最終的なものであり、当事者双方を拘束する。」と規定しているものの、上記のとおり、仲裁判断に基づく履行を競技団体が拒否した場合、競技者側は裁判所にその国家権力による強制的な実現のための執行手続(仲裁法46条)をとることはできない。そのため、その履

行確保は競技団体の行動をみるスポーツ界および世間一般の眼によるほかない。スポーツ仲裁規則37条2項が「日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断を適当な方法により公開する。ただし、特段の事情がある場合には、その一部又は全部の公表を差し控えるものとする。」と定め、申立人等を匿名にしつつも、競技団体名は実名で公表しているのは、このようなピア・プレッシャーを期待したことである。

#### 注

(13) スポーツ仲裁規則20条1項は「仲裁人は、独立して、公正かつ迅速に事案の処理にあたらなければならない。仲裁人は、当事者により選定された仲裁人であっても、当事者から直接に報酬その他の利益を得てはならない。」と定めている。なお、仲裁法が適用されないスポーツ仲裁であっても、仲裁人が当事者の方から金員を受領して不公正な判断をすれば、背任(刑法247条)等の罪になることはあり得ると思われる。

### 4. 本案の判断基準

スポーツ仲裁規則による仲裁は、競技団体の決定を競技者が争うという形の紛争だけであり(規則2条1項)、既述のように、行政機関がした処分を争う行政訴訟のようなタイプの仲裁である。そのことから、仲裁判断の基準も行政訴訟におけるそれに類似していくことになる。

競技団体の任務は、傘下の競技者を育成し、裾野を広げるとともに頂点を高くし、その競技における個々の競技者のパフォーマンスを最大化することにある。このような目的達成のためには、競技団体は刻々と変化する状況に対応して方針を決定し、また、日常的に個別の判断・決定をしていく必要があり、そこには一定範囲の裁量権が認められるべきことは当然の要請である。もっとも、だからといって、競技団体がする決定には何らの制約条件もなく、すべてその裁量に委ねられてしまつてよいわけではない。一定の合理性のある基準を定めて公表し、それを適切に運用・適用し、また、特に特定の者に不利益な

処分を課す場合には、手続的な保障を十分に与えた上でその決定をする必要がある。そうでなければ、競技者の側からみれば、不明朗な「ボス支配」と映り、まじめに努力してよい成績をあげても評価されないとすれば、個々の競技者のパフォーマンスの最大化という目的が達成されないからである。

そのような観点から、これまでのスポーツ仲裁において仲裁パネルにより示された判断基準は次のとおりである。

「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟（被申立人もその一つである）については、その運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は、国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、1) 国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、2) 規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、3) 決定に至る手続に瑕疵がある場合、または4) 国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができる」と解すべきである」<sup>(14)</sup>。

この基準は、要するに、競技団体には当該競技を統括・運営していく上での裁量権が認められ、これを最大限尊重すべきであるが、他方、法的な観点から、最低限度、4つの点において問題があれば、その決定は取り消されるべきであるとするものである。

このような判断基準であれば、問題となっている競技については素人である仲裁人であっても、法律的な素養を背景に、的確な判断をすることが可能であり、他方、このように限定された観点からの事後的なチェックであれば、競技団体がその目的を達成するために専門家としての裁量権行使してする決定を阻害することはないと考えられる。法律の専門家と競技の専門家がそれぞれの領分を守りつつ、他方の領分については相互に判断を尊重する妥当なバランスであると評価することができよう。

## 注

(14) 表1の馬術事件仲裁判断(2004-001)。

## 5. 創造的な仲裁判断の可能性

スポーツ仲裁規則が想定している申立人の通常の請求は、競技団体がした決定を取り消すことを求めるものである。これに対して、いくつかの事件においては、「Aを選定した決定を取り消す」とともに、「それに代えて、Xを選定せよ」という判断をも求めるものや、「Xを救済するための適当な措置を命ずる」という判断を求めるものがある<sup>(15)</sup>。さらに、まだ実際の事件としては存在しないが、たとえば、団体競技において、A・B・C…M・Nの14名を代表選手とするとの決定について、選に漏れたPが、その決定のうち、Nが代表に入っている点のみの取消しと、Nに代えてPを選考せよとの判断を求めることも考えられる。仲裁パネルはこのような請求を認める判断をすることができるであろうか。

これまで、このような請求がされた事件では、上記の例でいえば、「Aを選定した決定を取り消す」との請求が退けられたため、それを前提とした創造的な判断を迫られるという状況になったケースはない。思うに、これは、競技団体の裁量権をどの程度まで尊重すべきであると考えるかによることになろう。この点、問題となっている競技については素人に等しい法律家としては、法的な判断基準に従って決定を取り消すところまでがその果たすべき役割であり、白紙に戻った状態で、誰が本当に有望選手かといった競技の専門家が果たすべき役割を代わって行うべきではないと考える。すなわち、その点は、もう一度、競技の専門家に判断を委ねるべきであって、創造的な判断は差し控えるべきであろう。

また、仮に、Aに代えてXを代表選手とするとか、Nに代えてPを入れるといった仲裁判断をしようとすれば、その結果不利益を受けることになるAやNの主張を訊く必要はないのか、AやNを手続に参加させようとした

場合、AやNはそれを拒否することがあり得るが、その場合にどうするのか、それらの問題を乗り越えて、XやPを代わりに入れるとの判断をしようとするとき、そうであれば、自分を選ぶべきであるというYやQが登場てくる可能性を考慮しなくともよいのか、等々の問題が生ずるであろう。この点からも、スポーツ仲裁において創造的な判断することには疑問がある。

もとより、そのような消極的な態度では、たとえば、大会が目前に迫っている状況において、「Aを選定した決定を取り消す」との請求を認容する判断をしただけでは、競技団体としても困難な対応を迫られるという事態も考えられる。たとえば、マラソンやサッカーの代表選手選考決定が仲裁判断によって取り消されたからといって、再度のレースや試合を実施することは不可能であろう<sup>(16)</sup>。しかし、だからといって仲裁パネルが自ら選手選考をしてよいということにはならない。そのような困難な状況においてどのように代表選手選考をするかはあくまでも競技団体に委ねられるべきであり<sup>(17)</sup>、場合によっては、異なる理由により、再度AやNを代表選手とするとの決定も許されると考えられる（もちろん、再び、XやPがその決定取消し等を求める仲裁申立てがなされることもあり得よう）。

#### 注

(15) 表1の身体障害者水泳事件(2003-003)では、「(1)相手方が平成15年3月28日に行った『申立人を平成15年度強化指定選手に指定しない』との決定を取り消す。」、「(2)相手方は申立人を相手方平成15年度強化指定選手に指定せよ。」、「(3)その他日本スポーツ仲裁機構仲裁パネルが適当と考える申立人を救済する対応を行う。」等の請求がされた。また、馬術事件(2004-001)でも同様に、申立人を選任するとの判断が、身体障害者陸上競技事件(2004-002)では、視覚障害三段跳びの選手選考を正当な競技規則に基づいて実施せよとの判断が、それぞれ求められていた。

(16) アメリカでは、シドニー・オリンピックへのレスリング・アメリカ代表選考のための試合に敗れた選手Xからの申立てにより、レスリング協会に再試合を命じた仲裁判断が下され、実際に再試

合が行われた事例がある。この事例では、レスリング協会がその再試合に勝利したXに代表を差し替えることを拒否したため、裁判が提起され、最終的にXが代表としてオリンピックに出場し、銀メダルを獲得した。このように、アメリカには日本の裁判所法3条のような限定がないようである。この事例については、道垣内正人「スポーツ仲裁と裁判所: Lindland v. U.S. of Amer. Wrestling Ass'n, 230 F.3d 1036 (7th Cir. 2000)」アメリカ法2003-1号(2003)90頁参照。

(17) したがって、再試合をせよという判断も行き過ぎであり、決定が取り消された後にどのような選考方法をとるかは競技団体に委ねられるべきであると考える。表1のうちの身体障害者陸上競技事件(2004-002)で請求されていた視覚障害三段跳びの選手選考を正当な競技規則に基づいて実施せよとの請求が、再度の競技会の開催を求めるものであれば、このような命令を仲裁判断することはできないと解される。

## 6. 仲裁判断における競技団体への注文等の付言の記載の当否

仲裁判断の末尾に、判断の結論には直結しないものの、事案に照らして仲裁パネルとして示しておきたい意見が付記される例がある。このような付記は、身体障害者水泳事件(表1の2003-003)から始まったものであり、馬術事件(2004-001)、身体障害者陸上競技事件(2004-002)、ローラースケート事件(2005-001)においても、苦言、要望等が付記されている。このような付言をどのように評価すべきであろうか。

このような付言を前向きに評価するとすれば、それが仲裁判断言渡し後の当事者間の関係をできる限り円満なものに修復・維持する効果が期待される場合、競技団体の将来の運営について法的観点からの助言としての効果があり、法的観点から問題のない運営につながることが期待される場合、さらに、より広く、スポーツ界に法的観点から警鐘を鳴らし、すべての競技団体においてそれぞれの運営のあり方を見直すことに繋がる効果が期待される場合などであり、いずれも最終的には競技者が伸び伸びとスポーツに集中できる環境を作ることに寄与することが期待される場

合であろう。実際、たとえば、馬術事件において仲裁では勝ったものの、仲裁パネルからいくつかの苦言・要望が示された日本馬術連盟は、馬術事件に関する仲裁判断を受けて、2004年7月15日付で、「仲裁パネルから指摘された選考方法に関しては、真摯に受止め今後、検討、改善し二度と仲裁パネルにお世話をになることがないよう、また、会員の皆様にご心配をおかけしないように努めて参ります。」との理事長見解をホームページ等で公開している。

しかし、付言は、場合によっては、認定されていない事実を前提とすることがあり得る。事実の認定は仲裁判断の結論に必要な限度であるのが筋であり、結論に結びつかない事実関係があったのかなかったのかの認定は必要がないので、当事者の一方的な主張に終わってしまう。にもかかわらず、付言部分では、仮定的な言い回しはしつつも、そういった認定されていないことを前提として意見を述べているようにみえる場合があり、その結果、第三者からみると、あたかもそのような事実があったのではないかと推測されることがある。

馬術事件仲裁判断の末尾の付言については、上記の前向きな対応とは別に、2004年7月20日、同事件の馬術連盟側代理人からJSAAへの申入れがあった<sup>(18)</sup>。これは、付言の中の競技団体にも参考となる建設的な部分は評価するものの、認定されていない一方的な当事者の主張に基づき、反論の機会も与えないまま、あたかも不適切な点があったかのごとくに言及された部分については、手続的な保障を与えない点で不当であることを非難するものである。確かに、仲裁判断においては、当事者の主張を要約して記載しており、それを記者会見やJSAAのホームページを通じて公表している以上、仲裁パネルは認定していないものの、その主張部分を付言とあわせて読むと、誤解を与える虞があるのは事実であろう。今後、付言のあり方については、上記のメリットを生かしつつ、他方で、無用の誤解を与えることがないような配慮が必要であろう。

なお、付言において、法的観点から将来の

スポーツ界に警鐘が鳴らされた場合（そして、そのことが広くスポーツ界で認識されるに至った場合）、それ以降の事例においてその指摘された改善措置がとられていないために紛争が生じたようなときには、競技団体の決定に対する法的チェックは、それ以前よりも厳しくなることはあり得ることであろうと思われる。競技団体は、これまで法的観点から問題がないような運営をすることに十分な意を用いてきたとは言い難い。そのため、最初のケースであるウエイトリフティング事件（2003-001）では、重大な手続的な瑕疵があるとして決定を取り消す旨の仲裁判断が言い渡された。その後、スポーツ界は徐々にガバナンスの重要性を認識し、法的観点から問題のない運営を心懸けてきているように見受けられるが、それでもスポーツ法自体がまだまだ未成熟であり、付言において、今後も建設的な法的改善策が示されることが期待され、そうした形でスポーツ法が形成された段階においては、その基準を適用して厳しい判断が示されることも理にかなったことであるよう思われる。

## 注

(18) この「申入書」の件を公表することについては日本馬術連盟の了解を得ている。

## 7. 調停と仲裁の使い分けは 7. どうあるべきか

JSAAは、仲裁業務とは別に、2006年10月から「スポーツ調停規則」を施行して調停業務を開始した。そして、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づき制定された法務省の認証ガイドライン等に従った規則改正等のリファインを行い、申請受付の初日（2007年4月2日）に申請を行い、同年7月6日に第1号としてこの認証を受けた<sup>(19)</sup>。これまで調停申立ては2件であり、うち1件は相手方となった競技団体がこれに応じなかった。もう1件については実際に調停人が選任されて調停手続が行われたものの、最終的には調停不調に終わった。

調停規則によれば、取り上げる紛争は、ス

スポーツに関する紛争全般であるが、「次の紛争については、事実関係について当事者双方が確認し、理解することの手助けをすることを目的とする手続のみを行い、その限りでこの規則を準用する。」と定め、「a. 競技中になされる審判の判定に関する紛争」と「b. スポーツ競技又はその運営に関する競技団体又はその機関がした懲戒処分決定に関する紛争」とを挙げている。前者を除外しているのは、スポーツ仲裁規則と同じであり（2条1項）、そのような争いは競技中に最終的に決着させるべきものであって、後になって取り上げることはかえって混乱を招くからである。後者を除外しているのは調停の場合の特徴であって、このような決定を修正するのであれば、公の場で行なうことが健全な姿であると考えられ、当事者間において和解で処理してしまうことは適切ではないからである。

おそらく、調停による解決に相応しいのは、対等の当事者間の争い（たとえば、競技団体の間である競技の統括団体としての地位を争うような場合）であり、競技団体の決定を競技者が争うような場合には、たとえ対象が懲戒処分決定でなくとも、和解によって解決される可能性はあまり高くないように思われる。事実、上記の不調に終わった案件もこの種のものであり、しかも事前・事後に記者会見を行って主張を公にするという争いであったため、秘密を厳守して行なるべき調停には向きなタイプの事件であったように思われる。

## 注

(19) この認証を受けることが、JSAA自身のガバナンスへの影響については、道垣内正人「ADR法に基づく認証とコンプライアンス」NBL861号（2007）4頁参照。

## おわりに——今後の方向

以上のとおり、JSAAは発足以来5年間、表面的には7つの仲裁判断がされただけであるが、ただ、JSAAの存在が競技団体の行動を間接的にコントロールしているという事実も見逃すべきではないであろう。すなわち、

自動的仲裁付託条項を採用している競技団体はもちろん、そうでない競技団体であっても、透明性を高くし、公正・公平なルールに基づき、適正な手続に従った選手選考や懲戒処分の決定を行うという意識が浸透しつつあるようと思われる。そのようにしなければ、競技者側からクレームが出され、前者の団体では当然に仲裁に移行し、後者の団体にあっても、マスコミ等の監視がある以上、正当な理由なく仲裁に応じないことが困難となることが考えられ、競技団体としては、そのような帰結に至らないように配慮することになるのが自然の流れであろうと推察されるからである<sup>(20)</sup>。

スポーツ界は一般の社会に比べて、その組織・運営についての透明性に欠け、規律が行き届いているとはいえない状況にあり、少なからざる不祥事が生じていることは誠に遺憾である。私企業の運営に対してガバナンスの強化が求められている昨今の情勢を考えれば、国民の関心が高く、かつ、国民の税金が投下されているスポーツ界に対しては、より一層、ガバナンスの確立が求められて当然であろう。

スポーツ界の状況を抜本的に改善するには、たとえば、競技団体への国からの補助金交付の際の条件として団体のグッド・ガバナンスの構築・維持を求め、その指標の一つとして、団体の決定をめぐる紛争は第三者機関（たとえばJSAA）によって解決する仕組みの導入を挙げることが考えられる<sup>(21)</sup>。このような方向に日本が向かうこと期待する。

## 注

(20) 事実、アテネ・オリンピックの女子マラソン競技への代表選手選考に当たっては、JSAAの存在が意識されていたとの報道があった（産経新聞2003年12月8日朝刊11頁）。

(21) アメリカでは、1998年のTed Stevens Amateur Sports Act (36 U.S.C. sec.220521-29)（これは1978年のAmateur Sports Actを改正したもの）にオリンピック等の代表選考の権限を有する「国内統括団体（National Governing Body）」として指定された各団体の義務として、人種や宗教による差別をしないことなどと並んで、紛争をアメリカ仲裁協会による仲裁に委ねることが挙げられている。